

東池袋四丁目中央地区防災街区整備事業協議会第3回協議会ニュース



令和6年3月23日、第2回検討会(意見交換会)の開催

令和6年3月23日に東池袋四丁目中央地区防災街区整備事業協議会の 第2回検討会(意見交換会)を開催しました。

会場出席50名、オンライン出席6名の方および豊島区にご参加いただきました。







〇 防災街区整備事業実施時の補償と税制について



防災街区整備事業実施にあたり関係する、補償と税制について、それぞれの専門家 をお呼びして、説明していただきました。

○ 事業実施時の補償・税制の概要

事業実施時の補償・税制の概要について説明しました。

補償

法律に則って、施行者が皆さまの 従前権利を主に金銭にて補償します

- 0

IN

- ・転出時の補償は?
- ・通損補償とは?
- →引越し代金の補償
- →休業での収入源に対する補償
- →借家人退去に対する補償

etc



税制

事業に関連する取引等について、 各種税金の取扱いが定められています

-- 0

OUT

- ・権利変換時の税金は?
- ・転出時の補償に対する税金は?
- ・通損補償に対する税金は?

etc.

〇 補償説明(1) ※説明内容一部抜粋

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の(1)第226条に従前資産の対価、(2)第232条に土地の明渡しに伴う損失補償を説明しました。

(1) 法第 226 条に規定する補償は、個別利用区の宅地または防災施設建築物への 権利変換を希望せずに地区外へ転出される方に支払われるものです。

補償の内容は、権利変換の対象として評価された従前資産価額を権利変換計画の認可公告日以降、権利変換期日までの間に金銭で補償するもので、『金銭給付』といいます。

- ① 土地価額
- ② 建物価額
- 個別利用区への権利変換の場合・・・・適用されません
- 転出の場合・・・・・・・・適用されます

(ただし、建物について「金銭給付」ではなく 『建物を他への移転』を希望された場合、② は適用されません。)

〇 補償説明(2) ※説明内容一部抜粋

- (2) 法第232条に規定する補償は、皆様が事業のために従前の土地や建物を明渡す ことによって通常生じる損失(引越し代など移転に要する費用)を補償するもので、 『通損補償』といいます。
 - ① 建物移転料
 - ② 工作物移転料
 - ③ 動産移転料
 - ④ 移転雑費
 - ⑤ 家賃又は地代減収補償
 - ⑥ 仮住居又は仮店舗補償
 - ⑦ 営業休止補償
 - ・ 権利床への権利変換の場合・・・・・・・②~⑦が適用されます
 - 個別利用区への権利変換の場合・・・・①~⑦が適用されます
 - 転出の場合・・・・・・・・・・・②~⑦が適用されます

 (ただし、前項の「金銭給付」ではなく『建物を他への移転』を希望された場合は①~⑦が適用されます。)

〇 税制説明(権利変換時) ※説明内容一部抜粋

権利変換した場合の税制について説明しました。

権利変換時

※2023年度税制概要であり、実際の取り扱いについては、要件を確認する必要がございます。ご参考としてご覧ください。

主な税金の取扱いは、次の通りです。

区分	税目	課税上の取扱い
個人	所 得 税	課税されません
法人	法 人 税	課税されません。
個 人法 人	消費税	原則、課税されません
個 人法 人	登録免許税	原則、課税されません
個 人法 人	不動産取得税	原則、課税されません
個 人法 人	固定資産税	施設建築物完成後、家屋については、一定の住宅は3分の2、住宅以外は3分の1の税金が 5年間減額されます。

〇 税制説明(転出時) ※説明内容一部抜粋

転出した場合の税制について説明しました。

転出時

※2023年度税制概要であり、実際の取り扱いについては、要件を確認する必要がございます。ご参考としてご覧ください。

"やむを得ない事情等"に該当すれば"収用等の課税の特例"が適用されます。

"やむを得ない事情等"とは、次の通りです。

個人	法人	やむを得ない事情	具 体 例		
1	1	申出人の建築物が、都市計画法及び	建築基準法では建築できない建築		
		建築基準法による用途制限について	物が建築基準法で禁止される以前		
		既存不適格建築物である場合	に建築されていたが再開発ビルで		
			は用途制限により建築できない		
2	2	申出人が、再開発ビルの保安上危険	火薬製造業、ガソリンスタンド業等		
		であり、又は、衛生上有害である事業			
		を営んでいる場合			
3	3	申出人が、再開発ビルに居住する人	騒音、振動、ばい煙、悪臭等を生じ		
		の生活又事業している人に著しい支	る業種:各種工場等		
		障を与える事業を営んでいる場合			
4	×	申出人又は申出人と住居及び生計を	個人の高齢で再開発ビルの高層住		
		一にしている者が老齢又は身体上の	宅における共同生活に馴染まない		
		障害のために再開発ビルにおいて生	場合(ただし、事業のうち不動産賃		
		活又は事業を営むことが困難な場合	貸業は除く。)		
5	4	再開発ビルの構造、配置設計、用途構	再開発ビルに庭作業場、材料置場、		
		成、環境又は利用状況につき申出人	荷扱所等の事業に必要な面積が確		
		が従前の生活又は事業を継続するこ	保できない。		
		とが困難となる場合	旅館業、建材業、運送業、倉庫業等		



今後の協議会予定

次回は令和6年5月以降に協議会開催予定です。協議会会員の方には別途 ご案内を発送いたします。

東池袋四丁目中央地区防災街区整備事業協議会

事務局 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業推進部 岡庭・飯塚(03-6866-1711)